

# ニューヨークにおけるパブリック・アート政策について

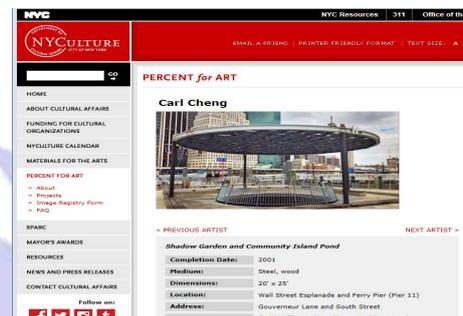
ニューヨーク事務所

パブリック・アートという概念の産みの親である米国。世界的に有名な美術館やギャラリーの集積するニューヨークでも、街中至るところでアート作品を見ることができます。ここでは、ニューヨークの公共施設の敷地内でのアート作品の設置についてご紹介します。

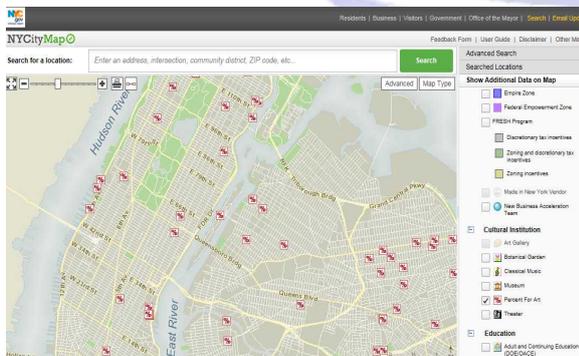
## 1 「パーセント・フォー・アート」プログラム

ニューヨーク市のパブリック・アート政策において最も代表的なものが、パーセント・フォー・アート (Percent for art) プログラム (以下「パーセントプログラム」といいます) です。

同様のプログラムは 1959 年のフィラデルフィア市での制定以来、全米各地で導入されていますが、ニューヨーク市においては 1982 年、当時のエド・コッチ市長の主導により条例化されました。この条例により、学校、警察署、病院、交通ターミナル等の市の公共施設の建設に当たっては、その建設予算の 1% をアート作品の設置や購入に充てることが義務付けられました。



文化局 HP



現在までに、約 300 件のプロジェクトが完成し、その総費用は 4,100 万ドル (約 49 億円) 以上におよんでいます。2002 年以降でもおよそ 100 件の事業が完成し、今なお 70 件以上の計画が進行中であるなど、制定から 30 年余りが経過した現在も活発な運用がなされています。

同条例に基づき作成されたアート作品は、ニューヨーク市文化局 (Department of Cultural Affairs) のウェブサイト から、設置場所やアーティスト名等の情報が検索できます。また、市の地理情報システム (GIS) 「NYCityMap」 を利用すれば、地図上での検索も容易に行うことができます。

ニューヨーク市文化局 <http://www.nyc.gov/html/dcla/html/panyc/projects.shtml>

NYCityMap <http://maps.nyc.gov/doitt/nycitymap/>

## 2 ニューヨーク市の各部局における取り組み

ニューヨーク市の各部局においては、パーセントプログラムに基づくアート作品の設置のほか、それぞれの所管分野に関連して独自の取り組みを行っています。

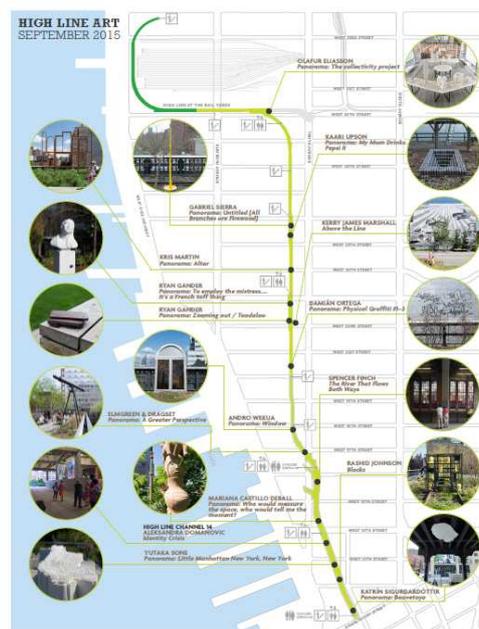
ニューヨーク市公園・レクリエーション局 (Department of Parks & Recreation) では、市内の公園におけるアート作品の展示のため、個人アーティストや団体との連携を行っています。同局では、公園における一時的なアート作品の展示（2週間～1年間）を受け付けており、制作費や維持費、原状回復費などは出展者負担との条件となっています。同局のウェブサイトでは、セントラルパークやハイラインから近隣の公園まで、大小様々な公園で展示されているアート作品の解説を見ることができます。

ニューヨーク市交通局 (Department of Transportation) では、コミュニティ団体との連携により、同局が指定する場所に最大11ヶ月間アート作品を展示する取り組みを行っています。助成団体は展示期間中作品のメンテナンスと期間終了後の原状回復を行う義務がある代わりに、同局より上限5,000ドルの助成を受けることができます。

このほか、同局では工事用の外壁や、レンタルバイクステーションにおけるイラスト等の展示に対し、謝礼や経費の支払い、ボランティアによる支援などを行う制度を設けています。

ニューヨーク市公園・レクリエーション局 <http://www.nycgovparks.org/art>

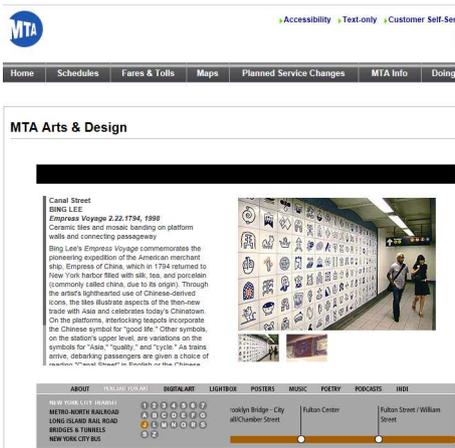
ニューヨーク市交通局 <http://www.nyc.gov/html/dot/html/pedestrians/dotart.shtml>



## 3 その他の公共機関における取り組み

ニューヨーク都市圏の地下鉄や近郊鉄道路線、バス路線を運営する公共法人であるメトロポリタン・トランスポーターション・オーソリティ (Metropolitan Transportation Authority; MTA) では、市と同様にパーセントプログラムを制定し、駅等の建設計画に際し、費用の1%をアート作品に充てることを定めています。

同プログラムに基づいて、現在までに約260の作品が作られており、各駅に設置されたアート作品は、モザイクやタイルによる壁面装飾のほか、照明や窓、手すりなど多岐にわたっています。



MTA ではこのほか、駅構内における写真やビデオアート作品の展示、地下鉄車内での詩やイラストのポスター掲示などの取組みを行っています。

連邦政府レベルでは、連邦調達庁（U. S. General Services Administration; GSA）の「アート・イン・アーキテクチャー」プログラムにより、新しい連邦ビル等の建設に当たって、その費用の 0.5% をアート作品の設置に充てることが定められています。

事前に GSA に登録されたリストの中から選出されたアーティストは、全体の建設事業にも参画しつつアート制作を行うことができます。ただし登録資格は、同プログラムが「アメリカ美術の展示」を目的の一つとしていることもあってか、米国市民又は永住者に限定されています。

ニューヨークでの同プログラムに基づくアート作品の設置に関しては、1981 年にジェイコブ・K・ジャビッツ連邦ビル前の広場に設置された作品「傾いた弧（Tilted Arc）」が、重苦しい外観と広場を分断する形状などから多数の批判を浴び、1989 年に撤去に至った事例がよく知られています。

MTA <http://web.mta.info/mta/aft/index/>

連邦調達庁 <http://www.gsa.gov/portal/content/104456>

#### 4 非営利団体における取組み

これまでに述べてきた枠組みを活かし、数多くの非営利団体が、市などの公共施設の敷地内においてアート作品の展示を行っています。ここではその代表的な団体として、パブリック・アート・ファンド（Public Art Fund）を紹介します。

同団体は公共の場での現代アートの展示に取り組んでいる非営利団体であり、1977 年、ニューヨーク市文化局の初代局長で、パーセントプログラムの実現にも尽力した Doris Freedman 氏により、類似の 2 団体を統合する形で設立されました。

設立以来、企業や団体からの資金援助により、期間を限った形でのアート作品の展示を随時行っており、最大高さ 37 メートルもの人工の滝をイースト・リバーに設置した「The New York City Waterfalls」（2008）などは大きな話題となりました。

本年 11 月現在、市庁舎前公園（シティホールパーク）での展示「Image Objects」のほか、市内数箇所でプロジェクトが実施されています。同ファンドのウェブサイトでは、これらの



詳細や過去の実績について知ることができます。

パブリック・アート・ファンド <http://www.publicartfund.org/>

(早瀬所長補佐 総務省派遣)

